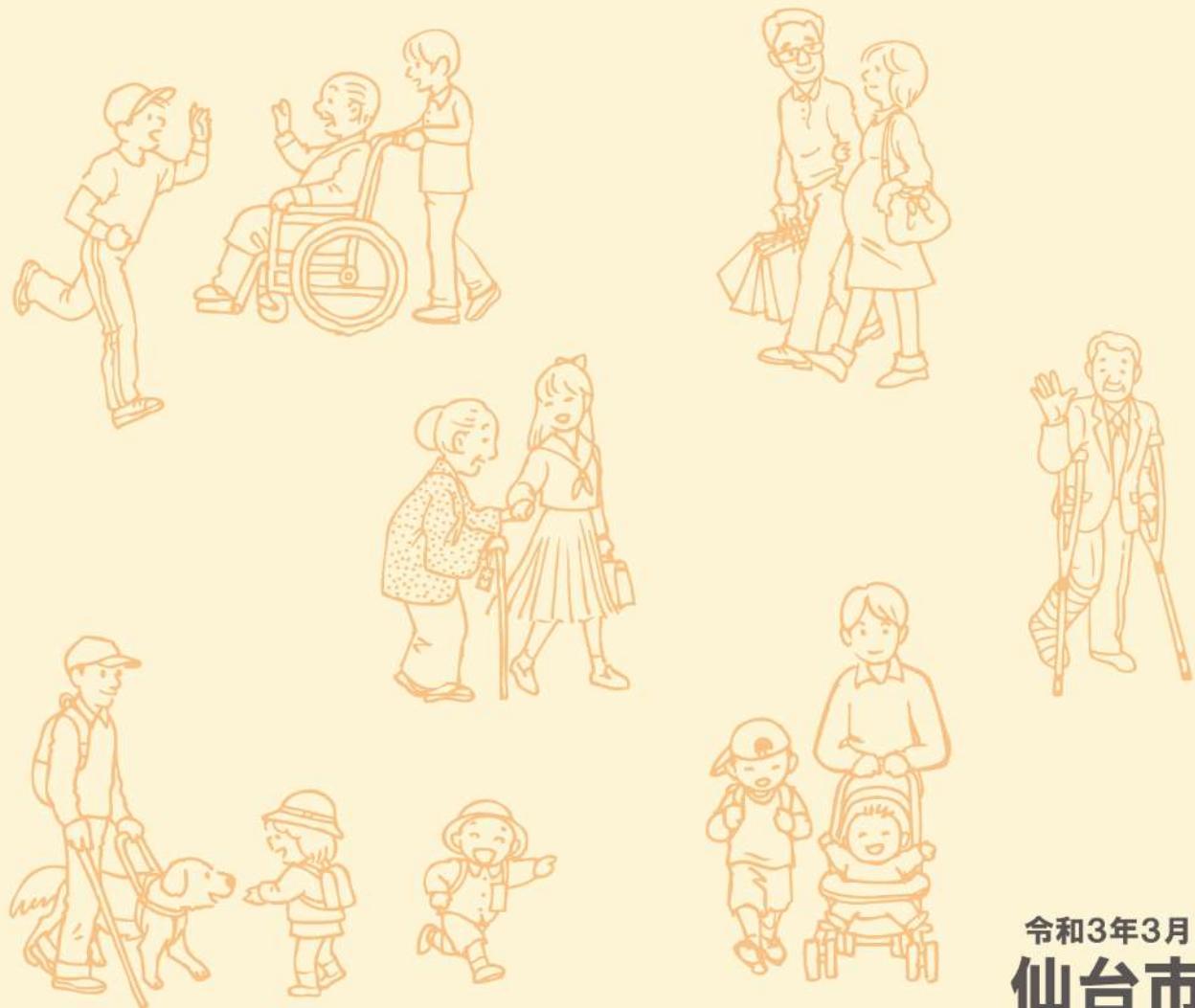


仙台市 バリアフリー 基本構想

■ 地区別構想《都心地区》 ■



令和3年3月
仙台市

目 次

1.はじめに	• • • • • • • • •	1
1-1.基本構想の改定について	• • • • • • • • •	1
1-2.背景と経緯	• • • • • • • • •	1
1-3.基本構想の構成	• • • • • • • • •	3
2.都心地区の概況	• • • • • • • • •	4
2-1.人口等の状況	• • • • • • • • •	4
2-2.公共交通機関の状況	• • • • • • • • •	6
2-3.生活関連施設の分布状況	• • • • • • • • •	7
2-4.まちづくりの方向	• • • • • • • • •	9
3.バリアフリー化の基本理念・目標等	• • • • • • • • •	10
3-1.基本理念と基本方針	• • • • • • • • •	10
3-2.目標年次	• • • • • • • • •	12
4.重点整備地区と生活関連経路の設定	• • • • • • • • •	13
4-1.重点整備地区の区域の設定	• • • • • • • • •	13
4-2.生活関連経路の設定の考え方	• • • • • • • • •	14
4-3.重点整備地区と生活関連経路の見直し結果	• • • • • • • • •	14
5.地区別構想の評価について	• • • • • • • • •	19
5-1.特定事業の概要	• • • • • • • • •	19
5-2.地区別構想の評価結果	• • • • • • • • •	23
5-3.都心地区のバリアフリー化の推進に向けて	• • • • • • • • •	30

1. はじめに

1-1. 基本構想の改定について

仙台市では、平成 24 年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想（都心地区）」を策定するとともに、その後、地区別構想として、泉中央地区、長町地区、北仙台地区を策定し、目標年次を令和 2 年度として取り組んできました。

この地区別構想（都心地区）は、バリアフリー法の改正や基本構想の目標年次（令和 2 年度）を迎えることを踏まえ、地下鉄東西線の開業や平成 24 年度以降の生活関連施設の分布状況などの変化を反映するとともに、これまでのバリアフリー事業の進捗や整備効果について評価し、改定を行うものです。

1-2. 背景と経緯

交通バリアフリー法の制定

わが国では、本格的な高齢社会の到来や、障害者が障害のない人と同様に生活を送り活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透、さらにだれもが自由に行動し快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭においた環境づくりが進められてきました。

このような中、平成 6 年に不特定多数の人達や、主に高齢者や身体障害者が使う建築物のバリアフリー化を進めるために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という）が制定されました。

また、平成 12 年には、駅等公共交通機関を中心とした地区的バリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）が制定されました。

交通バリアフリー法に基づく旧基本構想の策定

本市はこれまで、法の基準に準じた施設整備の推進を図るとともに、交通バリアフリー法に基づいて、平成 15 年 3 月に「仙台市交通バリアフリー基本構想（全体構想）」と「仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を、また平成 16 年 3 月に「仙台都心地区交通バリアフリー基本構想」を、平成 17 年 3 月に「泉中央・長町地区交通バリアフリー基本構想」を策定し（以下「旧基本構想」という。）、目標年次の平成 22 年に向けてバリアフリー整備を進めてきました。

バリアフリー法の制定

わが国では、平成 18 年 6 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が公布され、同年 12 月から施行されました。

本市におけるバリアフリー基本構想の策定

バリアフリー法に基づき、平成 24 年度に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想（都心地区）」を策定。その後、地区別構想として、平成 26 年度に泉中央地区、長町地区、平成 27 年度に北仙台地区を策定し、全体構想及び全ての地区別構想ともに目標年次を令和 2 年度として、重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組んでまいりました。

バリアフリー法の改正

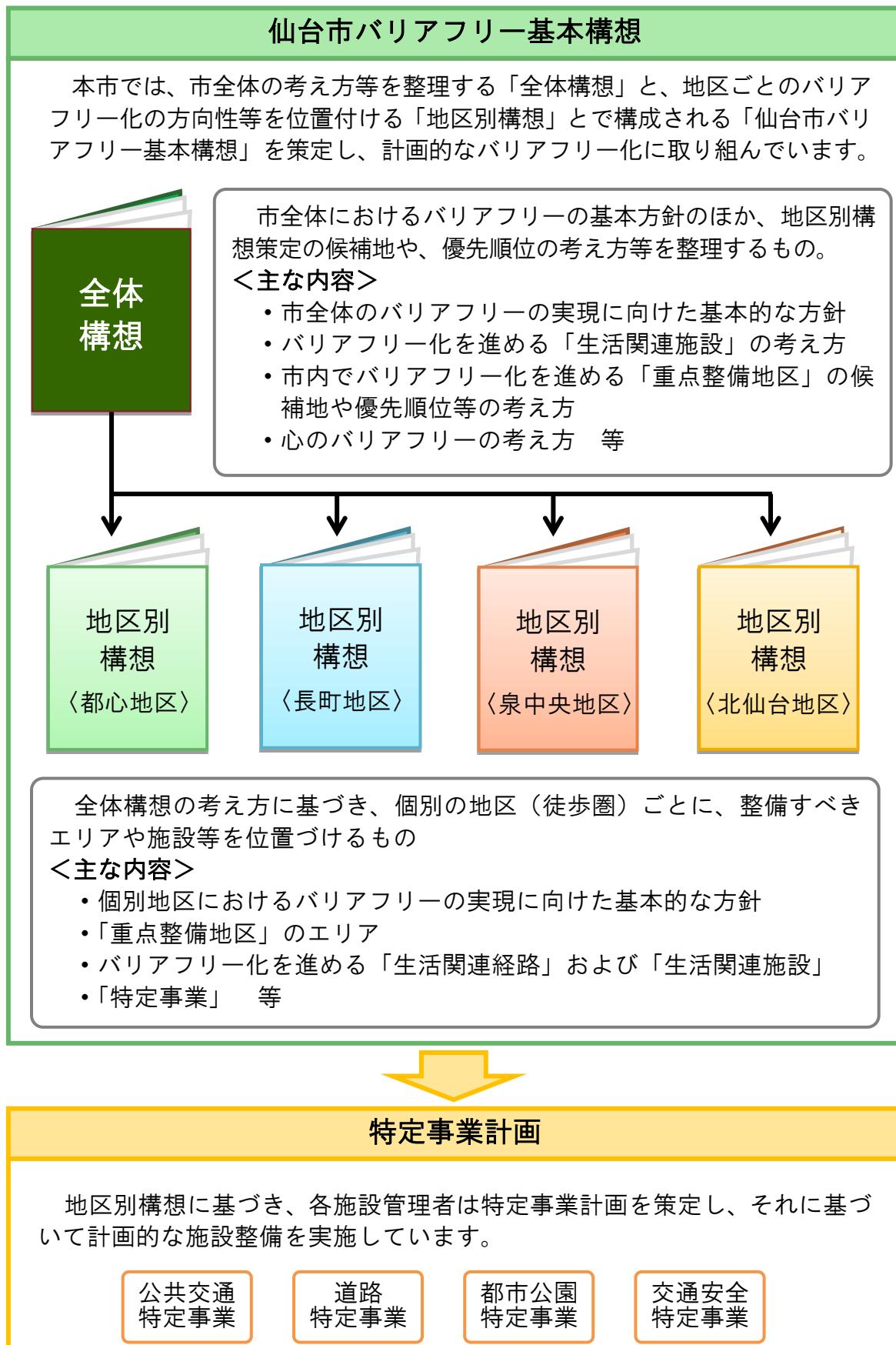
平成 30 年には、2020 年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる改正案が施行されました。

バリアフリー改正法では、基本構想において定められた重点整備地区における特定事業等について、おおむね 5 年ごとに実施状況の調査、分析、評価を行うよう努めることとされました。

令和 2 年には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフトの対策を強化する規定・義務・責務等を整備する改正案が施行されました。

※ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は 2021 年に延期

1-3. 基本構想の構成



[初版策定年月]

全 体 構 想 : H24.6

地区別構想 : 都心地区 H24.6、長町地区 H27.3、泉中央地区 H27.3、北仙台地区 H28.3

2. 都心地区の概況

2-1. 人口等の状況

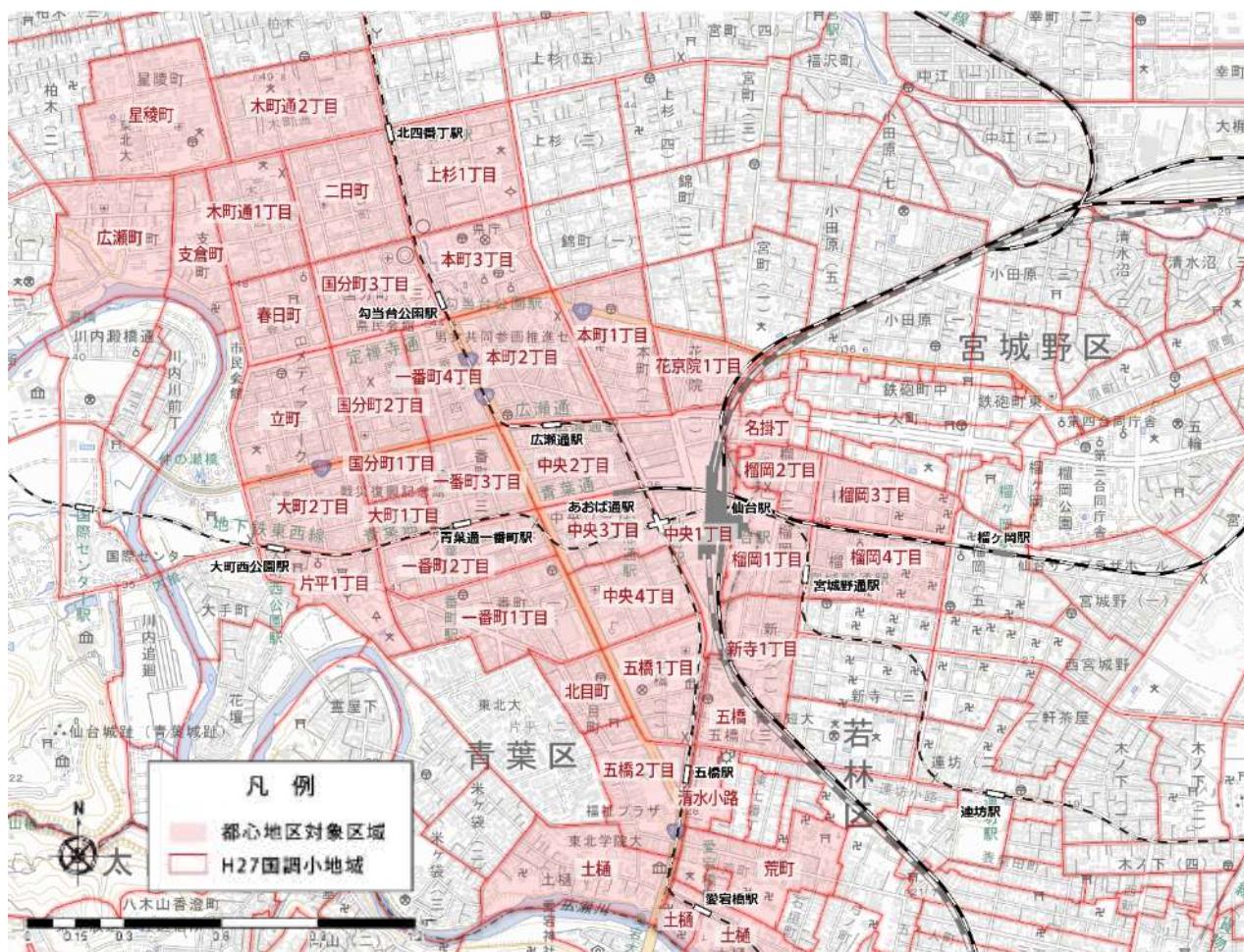
(1) 対象区域

都心地区の対象地域は以下のとおりとします。

青葉区：一番町1～4丁目、五橋1～2丁目、大町1～2丁目、花京院1丁目、
春日町、片平1丁目、上杉1丁目、北目町、木町通1～2丁目、
国分町1～3丁目、星稜町、立町、中央1～4丁目、土樋、支倉町、広瀬
町、二日町、本町1～3丁目

宮城野区：榴岡1～4丁目、名掛丁

若林区：荒町、五橋、清水小路、新寺1丁目、土樋



出典：国土地理院 WEB サイト
(地理院タイルに都心地区対象区域を追記して掲載)

(2) 人口の状況

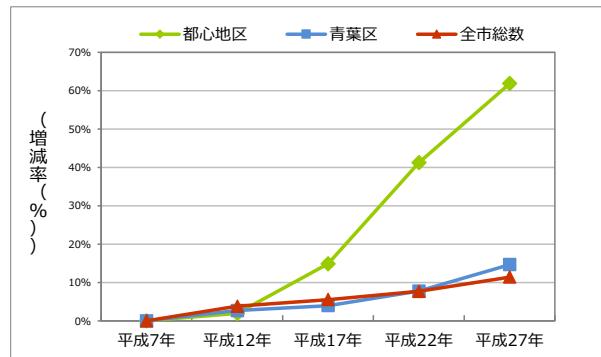
青葉区の人口は増加傾向にあり、青葉区の中でも特に都心人口の増加率が高くなっています。その都心地区における年齢3区分構成としては、64歳以下の生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上の老人人口の割合が増加しています。

【人口推移】



都心人口の推移

資料：国勢調査



都心人口の増減率（平成7年基準）

資料：国勢調査

【高齢者の状況】



都心地区の年齢3区分構成

資料：国勢調査

【障害者等の状況】



障害者の状況

資料：健康福祉局事業概要

2-2. 公共交通機関の状況

仙台駅およびその周辺には、JR、地下鉄の駅とバス乗り場が集中しています。

鉄道駅のうち、JR仙台駅、JRあおば通駅、地下鉄仙台駅は、ペデストリアンデッキや地下通路で連絡されていますが、地上を挟んで3層構造であり、上下の移動を要します。

仙台駅周辺のほかは、地下鉄南北線の駅が東二番丁通沿いと広瀬通沿いなどに4駅、地下鉄東西線の駅が青葉通沿いと東七番丁通沿いに2駅あります。

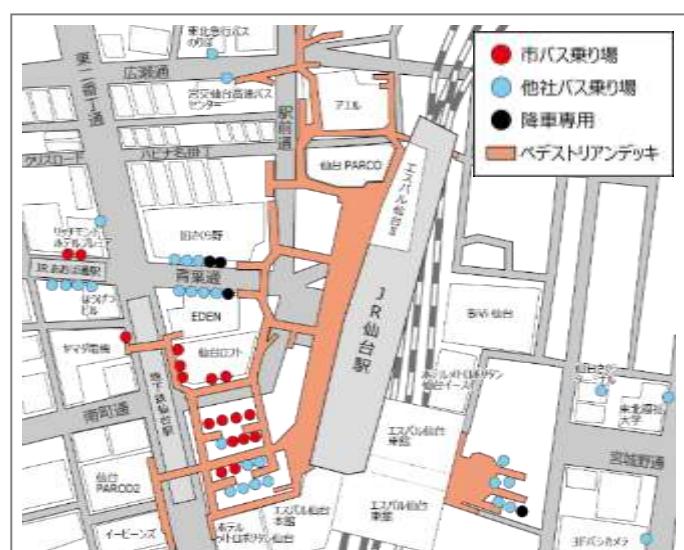
都心地区の駅の乗降者数は、特定旅客施設の目安である1日の乗降者数5千人を超えていました。

また、仙台駅周辺におけるバス停については、現在バスターミナルの拡張による路線バスのバス停集約化を図る西口駅前広場再整備事業を進めておりました。また、この再整備事業にあわせてエレベーター・エスカレーターの増設など、上下移動の円滑化を進めています。



駅別利用者数
(1日の乗降客数、平成30年度)

資料：仙台市



仙台駅周辺のバス停

資料：宮城県バス協会
※令和2年4月現在



エレベーターの整備事例

2-3. 生活関連施設の分布状況

仙台駅周辺には商業施設などの施設が集中しており、都心地区の北側には病院、官公庁の施設が多数立地しています。

地下鉄東西線「青葉通一番町駅」の周辺には、アーケード街をはじめとした商業施設のほか、病院、銀行等が立地しています。

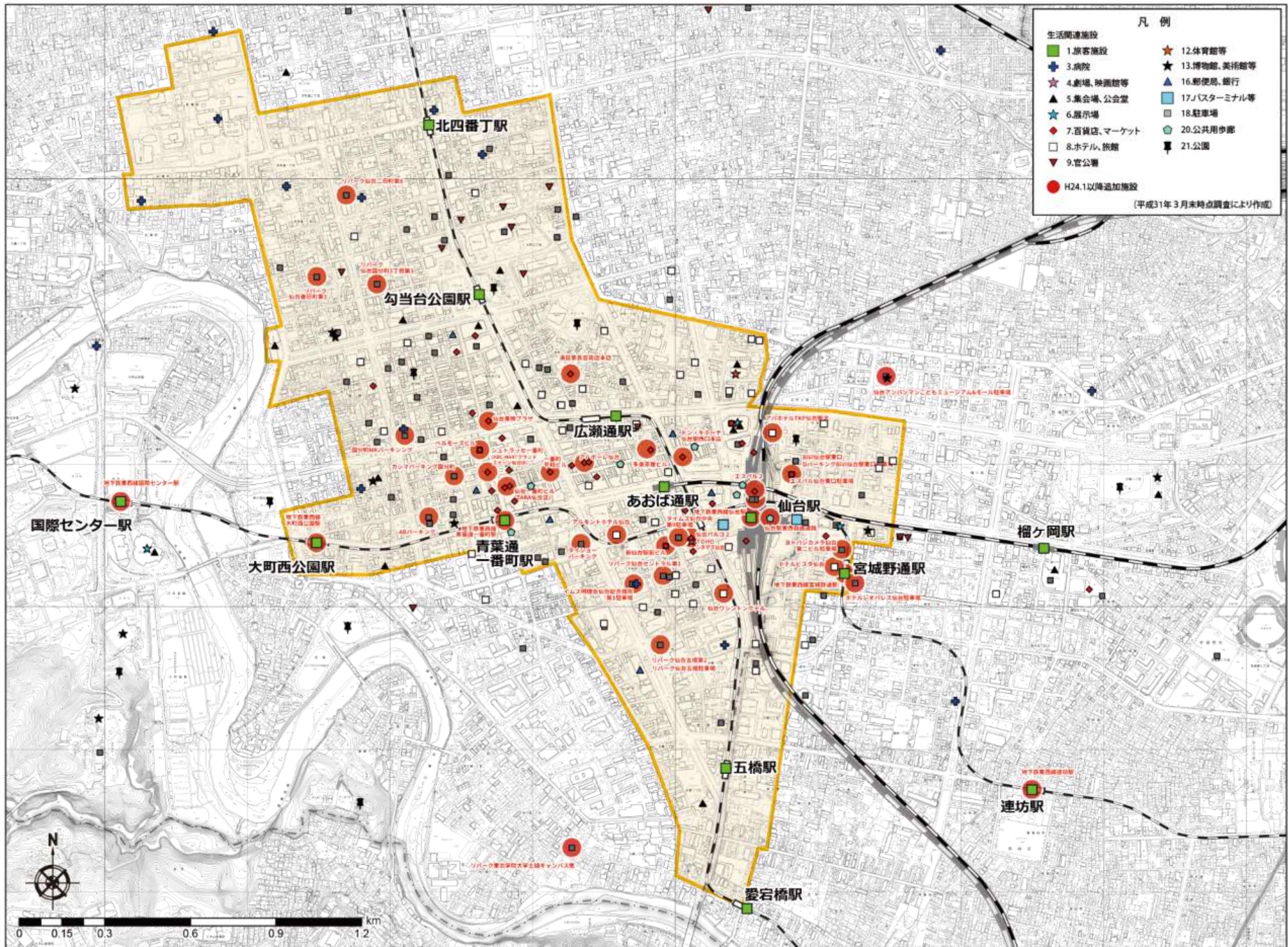
また、建築物および建築物に付随する駐車場は中心部全域に立地しています。

本地区別構想策定時の平成24年時点に比べ、新たな生活関連施設のほとんどは駐車場であり、市内全体と同様、「都心地区」においても、生活関連施設の分布状況に大きな変化は見られません。

都心地区における生活関連施設の分布状況

法・政令による施設分類	生活関連施設の要件	施設数
1) 旅客施設	乗降客数3千人/日以上	11
2) 特別支援学校（（旧）視覚、聴覚、養護学校）	全て	0
3) 病院	全て	10
4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場		1
5) 集会場又は公会堂	全て (民間施設は2,000m ² 以上)	11
6) 展示場		2
7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000m ² 以上	33
8) ホテル又は旅館		40
9) 保健所、税務署等の官公署	窓口のある施設	11
10) 老人ホーム、福祉ホーム等高齢者、障害者等が利用するもの	拠点施設	0
11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等		0
12) 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場	全て (民間施設は2,000m ² 以上)	1
13) 博物館、美術館又は図書館		5
14) 公衆浴場		0
15) 飲食店	2,000m ² 以上	0
16) 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等		6
17) 車両停車場、船舶・航空機発着場等旅客の乗降・待合いするもの	拠点施設	2
18) 自動車停留・駐車のための施設 (建築物の駐車場、建築物に付随する駐車場など)	500m ² 以上	74
19) 公衆便所	全て	0
20) 公共用歩廊	全て	7
21) 特定公園施設	街区公園、都市緑地、緑道、河川公園、風致公園を除く	4

都心地区における生活関連施設の分布



2-4. まちづくりの方向

都心地区では、交通施設の整備や改良、公共および民間による市街地開発が盛んに行われており、まちづくりが大きく進んでいます。

中でも、本市の基幹的交通施設整備である、地下鉄東西線の整備によって、大町西公園駅、青葉通一番町駅、仙台駅、宮城通駅の4駅が新たに設置されるとともに、地下鉄東西線の開業に合わせ、仙台駅周辺における交通結節機能強化に向けた事業や、仙台駅東西自由通路の拡幅再整備などの青葉通一番町駅周辺における一番町二丁目4番地区の市街地再開発事業や、仙台駅東口周辺における仙台駅東第二土地区画整理事業など、まちづくりが大きく進められました。

今後は都心地区における新たな公共施設等の建替えや、仙台駅前における新たな市街地再開発事業等、新たなまちづくりの動きが出てきております。

本構想の策定にあたっては、これらのまちづくりの動きに合わせて、生活関連施設や生活関連経路の検討を行うとともに、新たな施設整備の際のバリアフリー化の推進を図っていきます。

3. バリアフリー化の基本理念・目標等

3-1. 基本理念と基本方針

全体構想の基本理念のもと、都心地区の特性を踏まえ、都心地区におけるバリアフリーの基本理念、基本方針を以下のとおりとします。

【基本理念】

東北の政治・経済・文化の中心地区として、また、「多様性が社会を動かす共生のまち」仙台の中心地区として、市民力の発揮、市民との協働のもと、バリアフリーによる移動等円滑化を図り、様々な人々が世代を超えて交流できる賑わいのあるまちの創出

都心地区は、東北の都市機能が集中する地区であり、東北の各地からの交通と人の流れが交わる地区です。仙台駅を中心に、生活関連施設が連携する地区において、主要な施設間の移動の円滑化を図り、「楽しく」、「快適」に移動できるバリアフリーの環境整備を行います。

また、ハード整備だけではなく、ソフト施策も含めたバリアフリー化に向けて、市民力を発揮し、行政と市民・事業者・ボランティア等が互いに協力しながらこれまで以上にバリアフリーに関する様々な啓発活動や情報提供、及びコミュニケーションの充実等に取り組み、基本理念の実現を図ります。

そして、これからの中高齢化社会に向け、都心地区の移動の利便性が向上することにより、様々な人々が世代を超えて交流できる賑わいのあるまちを創出していくます。

【基本方針】

全体像：社会参加・自己実現の支援

都市活動、市民活動が最も盛んな仙台都心地区において、ユニバーサルデザインの思想を導入しながら、誰もが活動に参加しやすい環境を整備することにより、参加者の自己実現が達成し、挑戦を続ける新たな杜の都の中心地区として質の高いバリアフリー化を進めます

都心地区には、市民が集う都市機能が集積しており、そこでは、様々な市民活動が繰り広げられています。

都心地区は、これまでの交通バリアフリー基本構想に基づく生活関連経路のバリアフリー化も概ね進んでいますが、今後は民間開発も活かしながら、質の高いバリアフリー整備を進めます。

ソフト施策：市民の支え合い、心のバリアフリー

多くの人が集中することで、人がバリアにもなりかねない都心地区において、移動者相互が立場を理解し合い、共生の理念のもと、バリアフリーに対する意識の向上、マナーやモラルの向上を進めます

交通が集中する都心地区では、限られた空間に歩行者や自転車などの交通が錯綜し、歩行が困難になっている場面も見受けられます。

この解消に向けては、ハード整備だけでは必ずしも十分に対応できないことから、マナーやモラル、他の歩行者に対する配慮への意識向上等を図りながら、快適な移動空間を目指します。

また、東北のターミナル拠点としてふさわしい、誰にも安心で、わかりやすい情報の提供、案内誘導の向上を目指します。

この取り組みを通じて、バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、さらに行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

ハード施策：魅力的で安心・安全な機能集約型都市づくり

駅周辺の上下移動の多い都市空間特性に対するバリアフリー化などにより、すべての人にとって、快適な歩行環境と公共交通を中心とした都市交通体系に支えられた、魅力的かつ安心・安全で、さらに連続性と回遊性のある機能集約型都市の中心地区を構築します

仙台駅周辺は、ペデストリアンデッキや地下通路などにより、歩行空間が3層構造になっており、利用者の上下方向の移動が多くなります。この上下移動は、高齢者や障害者等にとって障壁となるため、各層を結びつけるエレベーター等の整備を進めています。

また、当該地区では、民間開発の契機を活かして、連続性と回遊性のあるバリアフリー空間を整備し、誰もが歩いて楽しい、魅力的で安心・安全なまちづくりを、重点的かつ一体的に進めます。

実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働

本市でも市民活動が盛んな都心地区において、市民力を発揮するとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担のもと、連携・協働し取り組みます

バリアフリー化の推進においては、ハード面における各事業主体の役割分担とともに、ソフト施策における市民の理解、連携・協働が重要です。

都市機能が集積し、多くの人が交流する当該地区でのバリアフリー化にあたっては、多くの人々との連携・協働のうえ、継続した取り組みが特に重要です。

3-2. 目標年次

目標年次については、高度で複雑な施設立地や土地利用の中で、事業の完了までに相応の期間を要することから、全体構想と同様、令和12年度までの10年間とします。

また、全体構想と同様に、概ね5年後を目標に、各特定事業計画の進捗状況を調査、分析、評価し、定期的なスパイラルアップを図ります。

4. 重点整備地区と生活関連経路の設定

4-1. 重点整備地区の区域の設定

全体構想で定めた、「生活関連施設」に、都心地区において考慮すべき地下鉄駅や市街地再開発事業など利用者にとって大きな影響を持つ施設の立地状況を勘案しながら、主要な道路や河川、町丁界を考慮した区域境界にて、都心地区の重点整備地区の区域を設定しています。

■重点整備地区とは？

バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」と呼びます。

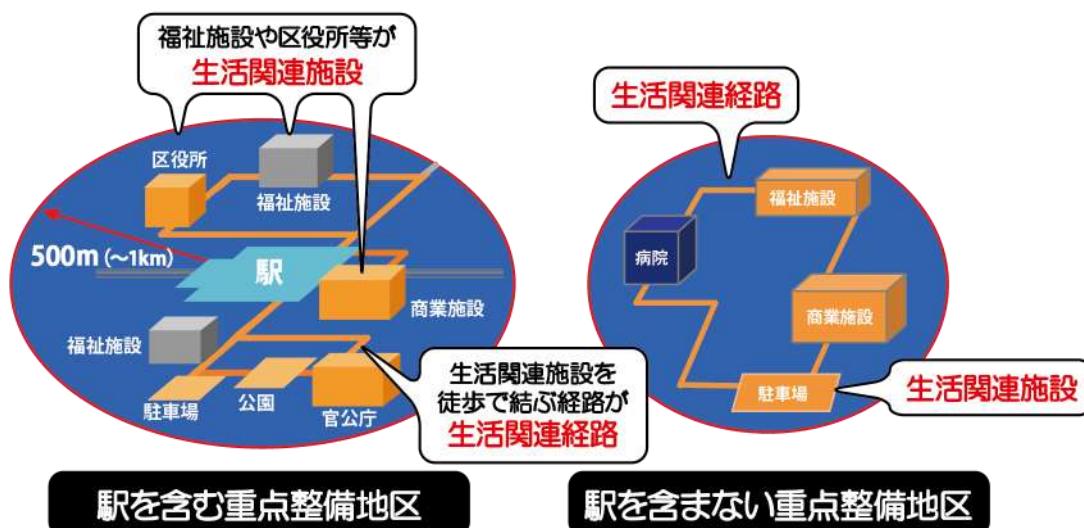
重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成されます。

バリアフリー法では、以下のとおり、重点整備地区設定の要件を示しています。

～ 重点整備地区設定の要件 ～

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

出典：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックより抜粋



重点整備地区のイメージ

4-2. 生活関連経路の設定の考え方

全体構想で定めた生活関連経路の設定の考え方に基づき、都心地区では、「より多くの人が利用する経路」と「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」に配慮するとともに、利用者の視点から把握するため、住民参加による「まち歩き」（現地点検）やワークショップ等を実施しながら生活関連経路を設定しています。

＜生活関連経路の設定の考え方＞

○より多くの人が利用する経路を選定

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定。

○生活関連施設相互のネットワークを確保

旅客施設とそれ以外の重要生活関連施設との経路はもとより、旅客施設以外の重要生活関連施設相互の連絡にも配慮し、結果として重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮。同時に、一つの重要生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮。

■生活関連施設とは？

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことを言います。つまり鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当します。

■生活関連経路とは？

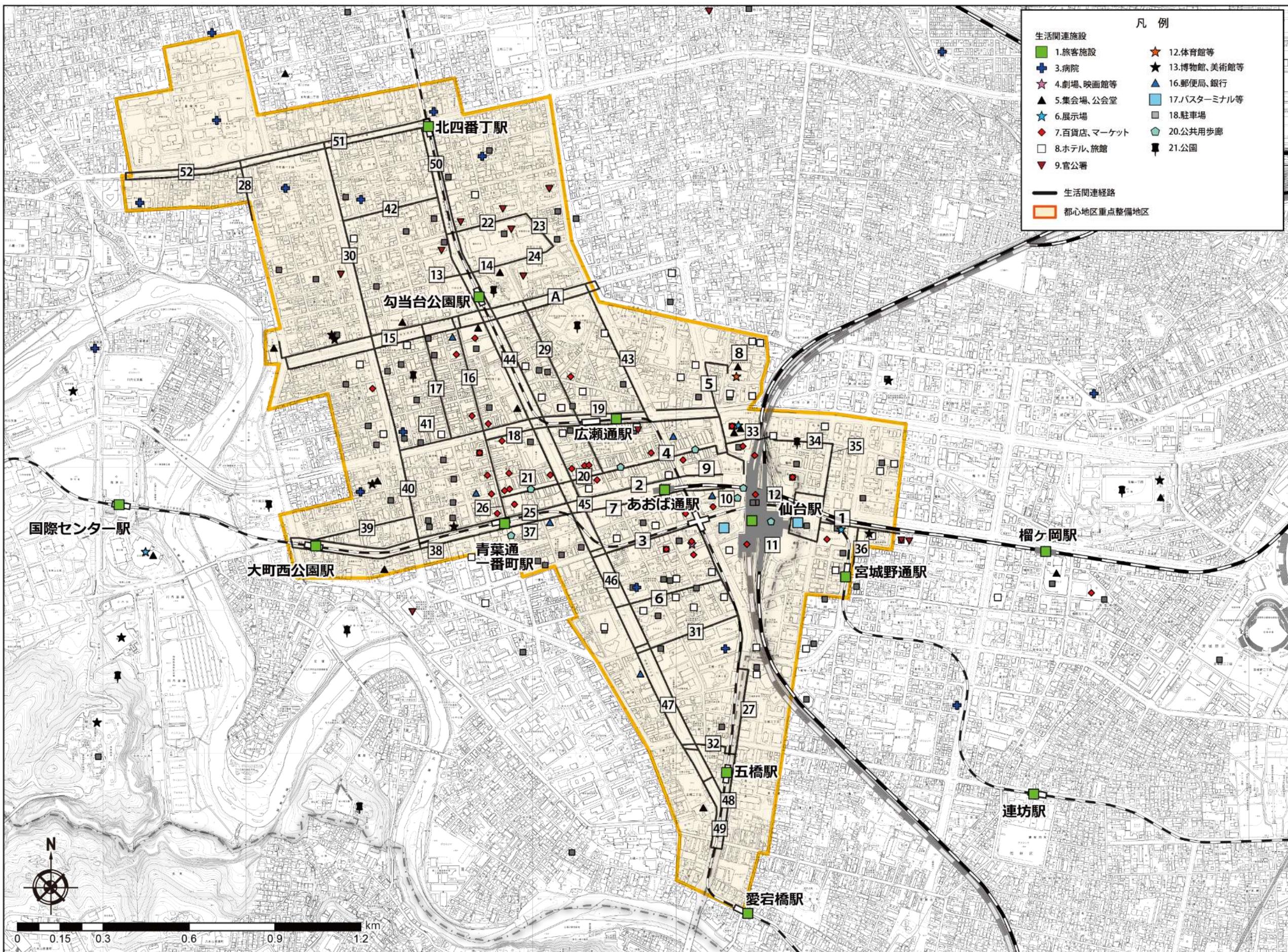
生活関連経路とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路」つまり、生活関連施設を徒歩で繋ぐ道路や階段、エレベーターなどが該当します。

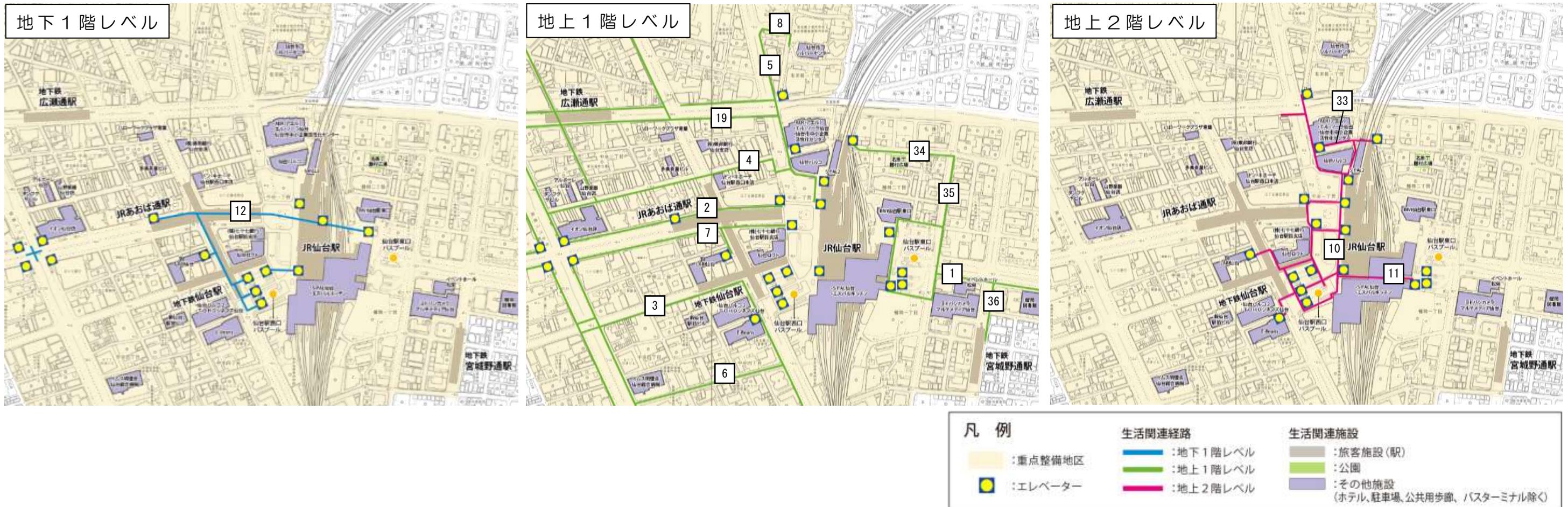
4-3. 重点整備地区と生活関連経路の見直し結果

市内全体と同様に、「都心地区」においても、平成24年の策定時点以降、生活関連施設の新たな立地はありましたが、分布状況に大きな変化は見られないことから、都心地区の区域や、生活関連経路に変更はありません。

次頁に、重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路を示します。

都心地区の重点整備地区と生活関連施設および生活関連経路（見直し結果）





生活関連経路の概要

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置づけ
国土交通省	A	国道	国道45号	370	勾当台公園駅、錦町公園	勾当台公園駅から勾当台公園、そして錦町公園など中心市街地の公園を結ぶ経路として、又、点在する官公庁施設へのアクセスを担保する経路としての役割を担っている。
			国土交通省管理分合計	370		

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置づけ
仙台市	1	市道	宮城野通線 (仙台駅東口駅前広場を含む)	760	榴岡図書館、大規模商業施設 ハローワーク仙台	仙台駅東口から榴岡方面への主要動線、メインストリートであり、仙台駅東口駅前広場を介して、榴岡図書館や大規模商業施設へのアクセスの役割を担っている。
	2	市道	青葉通線（北側歩道） (市道駅前通線を含む)	510	大規模商業施設、商店街	仙台駅西口から繁華街への主要動線、メインストリートであり、仙台駅西口駅前広場を介して、大規模商業施設へのアクセスの役割を担っている。
	3	市道	南町通1号線 (市道愛宕上杉2号線を含む)	340	病院	ペデストリアンデッキを介して、病院へのアクセスの役割を担っている。
	4	市道	中央通線	550	商店街(2)	仙台駅からアーケード商店街を介して繁華街へのアクセスの役割を担っている。
	5	市道	駅前通線 (花京院一丁目1号線を含む)	470	仙台市シルバーセンター	ペデストリアンデッキ、仙台駅西口駅前広場を介して、仙台市シルバーセンターへのアクセスの役割を担っている。
	6	市道	柳町通1号線 (市道愛宕上杉2号線を含む)	450	仙台駅、病院	仙台駅から病院へのアクセス、及び国道4号や地下鉄五橋駅方面へのアクセスの役割を担っている。
	7	市道	青葉通線（南側歩道） (市道愛宕上杉2号線を含む)	480	大規模商業施設	仙台駅西口から繁華街への主要動線、メインストリートであり、仙台駅西口駅前広場を介して、大規模商業施設へのアクセスの役割を担っている。
	8	市道	未無掃部丁線	30	仙台市シルバーセンター	ペデストリアンデッキ、仙台駅西口駅前広場を介して、仙台市シルバーセンターへのアクセスの役割を担っている。

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置づけ
仙台市	9	一	仙台駅西口駅前広場	200	仙台市シルバーセンター、大規模商業施設	駅前広場として機能し、仙台市シルバーセンターと大規模商業施設へのアクセスの役割を担っている。
	10	一	ペデストリアンデッキ	1,180	仙台市シルバーセンター、大規模商業施設	仙台駅から地上2階レベルで駅周辺の大規模商業施設や仙台市シルバーセンターへのアクセスの役割を担っている。
	11	一	東西自由通路	150	大規模商業施設	仙台駅東口と西口の駅前広場を地上2階レベルで結び、仙台駅から東口駅前広場周辺の大規模商業施設へのアクセスの役割を担っている。
	12	一	東西地下自由通路	640	大規模商業施設	仙台駅東口と西口の駅前広場を地下で結び、仙台駅や両駅前広場周辺の大規模商業施設間のアクセスの役割を担っている。
	13	市道	表小路線	70	勾当台公園駅、仙台市役所	勾当台公園駅から仙台市役所へ至る経路としての役割を担っている。
	14	市道	勾当台通外記丁線	130	勾当台公園駅、宮城県庁	勾当台公園駅から宮城県庁へ至る経路として、又、その他官公庁施設へ至る経路としての役割を担っている。
	15	市道	定禅寺通線	720	勾当台公園駅、県民会館、市民会館、メディアテーク	勾当台公園駅から宮城県民会館、メディアテーク、市民会館などの文化施設群をつなぐ役割を担っている他、けやき並木の大通りとして、杜の都仙台のシンボルロードとしての役割を担っている。
	16	市道	東一番丁線	610	勾当台公園駅、広瀬通駅、大規模商業施設(3)	仙台駅からT字型に形成されている商店街の南北に伸びる一辺で、歩行者専用のアーケード街としてにぎわいのある街路空間が広がっており、仙台の商業機能を支える街路としての役割を担っている。又、定禅寺通へ人々を導く路線としての役割を担っている。
	17	市道	国分町通線	360	勾当台公園駅、広瀬通駅	東北地方最大の歓楽街を形成する街路であり、仙台の夜の顔としての役割を担っている。
	18	市道	広瀬通2号線・国道48号線	290	広瀬通駅、大規模商業施設	広瀬通駅から一番町商店街へ至る主要経路としての役割を担っている。
	19	市道	広瀬通1号線	610	広瀬通駅、ハローワーク青葉、大規模商業施設	広瀬通駅からアエルなど大型複合施設に至る経路である。また仙台駅との連続性、回遊性を担保する経路としての役割も担っている。
	20	市道	中央通線	110	広瀬通駅、大規模商業施設	広瀬通駅から大町、一番町商店街と一連の商店街へつながる経路としての役割を担う他、クリスロード商店街の一部として、歩行者専用でにぎわいのある街路空間が広がっており商業機能を支える街路としての役割を担っている。
	21	市道	青葉山線	200	広瀬通駅、大規模商業施設	広瀬通駅から一番町商店街と一連の商店街へつながる経路としての役割を担う他、大町商店街の一部として、歩行者専用でにぎわいのある街路空間が広がっており商業機能を支える街路としての役割を担っている。
	22	市道	北一番丁2号線	240	勾当台公園駅、青葉区役所、自治会館	青葉区役所から宮城県庁そして自治会館と官公庁施設をネットワーク化させる経路としての役割を担う。
	23	市道	外記丁線	140	勾当台公園駅、宮城県社会福祉会館	官公庁施設をネットワーク化させる経路としての役割を担う。
	24	市道	勾当台外記丁線	170	勾当台公園駅、宮城県社会福祉会館	官公庁施設をネットワーク化させる経路としての役割を担う。
	25	市道	青葉通線	210	仙台駅、広瀬通駅、大型商業施設	青葉通地下歩道を介して大規模商業施設、大町商店街をつなぎ、仙台駅、広瀬通駅から商店街へ至る経路をネットワークする役割を担っている。
	26	市道	東一番丁線	70	仙台駅、広瀬通駅、大型商業施設	青葉通地下歩道を介して大規模商業施設、大町商店街をつなぎ、仙台駅、広瀬通駅から商店街へ至る経路をネットワークする役割を担っている。
	27	市道	愛宕上杉通2号線	770	五橋駅、病院	五橋駅からJR仙台病院へのアクセスを確保する他、五橋駅と仙台駅の歩行者動線の連続性をネットワークする役割を担う。
	28	市道	西公園通線	190	北四番丁駅、交通局大学病院前バス停、東北大学医学部付属病院	バスを利用して病院を利用する際の主要経路としての役割を担う。
	29	市道	東三番丁線	310	広瀬通駅、勾当台公園駅、大規模商業施設	広瀬通駅からクリスロード商店街へ至る経路、又、勾当台公園駅との連続性を確保する経路としての役割を担う。
	30	市道	晩翠通線(東側歩道)	710	北四番丁駅、勾当台公園駅、法務局	国道48号と定禅寺通を南北につなぎ、歩行者の回遊性を確保する役割を担う。
	31	市道	北目町通線	330	仙台駅、病院	愛宕上杉2号線から東二番丁通線へ至り、ネットワークする経路として、またSS30へ至る経路としての役割を担う。
	32	市道	片平五橋通線	190	五橋駅、中央警察署	五橋駅から中央警察署、東北郵政局へ至る経路として、東二番丁通線をネットワークする役割を担う。
	33	市道	名掛丁1号線	170	大規模商業施設	仙台駅東口と西口の駅前広場を地上2階レベルで結び、東口から西口の大規模商業施設へのアクセス、仙台駅から東口へのネットワークの役割を担っている。
	34	市道	鉄砲町榴岡(その9)線・名掛丁歩行者専用道路1号線	350	東口、榴岡図書館	仙台駅北部名掛丁自由通路と接続して東口方面から図書館へのアクセスの役割を担っている。
	35	市道	榴岡1号線	160	仙台駅、榴岡図書館	仙台駅東口から西口へのアクセスの役割を担っている。

主体	路線番号	道路種別	路線名	距離(m)	主な生活関連施設等	位置づけ
仙台市	36	市道	東八番丁小田原(その1)線	180	宮城野通駅、榴岡図書館	宮城野通線に接続しつつ地下鉄東西線宮城野通駅から自由通路と接続するネットワークの役割を担っている。
	37	市道	青葉通線(南側歩道)	210	青葉通一番町駅、大規模商業施設(2)、商店街、裁判所	地下鉄東西線青葉通一番町駅から仙台駅方面の大規模商業施設や商店街へのアクセスや、青葉通地下歩道を介して仙台駅方面から晩翠通り方面や大規模商業施設へのアクセスの役割を担っている。
	38	市道	青葉通線(両)	720	青葉通一番町駅、大町西公園駅、大規模商業施設、商店街、晩翠草堂	地下鉄東西線青葉通一番町駅から晩翠草堂方面へのアクセスの役割と、大町西公園駅から一番町方面へのアクセスの役割を担っている。
	39	市道	青葉山線	350	大町西公園駅	大町西公園駅から一番町方面へのアクセスの役割を担っている。
	40	市道	晩翠通線(東側歩道)	830	青葉通一番町駅、勾当台公園駅、病院、大規模商業施設、晩翠草堂、裁判所	定禪寺通、広瀬通、青葉通を南北につなぎ、地下鉄東西線青葉通一番町駅周辺から勾当台公園駅周辺で歩行者の回遊性を確保する役割を担う。病院、大規模商業施設、晩翠草堂へのアクセスの役割を担っている。
	41	市道	広瀬通2号線(北側歩道)・国道48号線	160	広瀬通駅、商店街、戦災復興記念館	広瀬通駅から商店街を介して、戦災復興記念館方面へのアクセスの役割を担っている。
	42	市道	北二番丁線	320	北四番丁駅、病院	北四番丁駅から病院へのアクセスの役割を担っている。
	43	市道	愛宕上杉通1号線(西側歩道)	450	仙台北税務署、仙台中央県税事務所	広瀬通駅から仙台北税務署、仙台中央県税事務所へのアクセスの役割を担っている。
	44	国道	国道48号・国道286号(東二番丁通)	710	勾当台公園駅、大規模商業施設(2)	定禪寺通、広瀬通、青葉通をつなぎ、大型商業施設へのアクセス、商店街そして中心市街地の回遊性を担保する歩行動線上の主要幹線としての役割を担っている。
	45	国道	国道286号(青葉通地下歩道)	-	広瀬通駅、大規模商業施設	中心市街地を結び、仙台駅から連続性も確保する経路としての役割を担っている。
	46	国道	国道286号(東二番丁通)	260	病院、大規模商業施設	地区内の南北軸として、また、回遊性を担保する主要動線としての役割を担っている。
	47	国道	国道286号(東二番丁通)	1,190	五橋駅、広瀬通駅、仙台中央郵便局、中央警察署	商店街そして中心市街地の回遊性を担保する歩行動線上の主要幹線としての役割を担っている。
	48	国道	国道286号(東二番丁通)	110	五橋駅、仙台市福祉プラザ	福祉プラザ等を結ぶ経路としての役割を担っている。
	49	国道	国道286号(東二番丁通)	360	五橋駅	五橋駅から商業・業務施設が連携する南方向へのアクセスを担保する経路としての役割を担っている。
	50	県道	仙台泉線	700	北四番丁駅、勾当台公園駅、青葉区役所	北四番丁駅から青葉区役所、勾当台公園駅から各官公庁施設へアクセスする歩行動線上の主要幹線としての役割を担っている。
	51	県道	仙台村田線	660	北四番丁駅、東北大医学部付属病院	北四番丁駅から東北大医学部付属病院を結ぶ経路として通院者のアクセシビリティを獲得する役割を担っている。
	52	県道	仙台村田線	380	北四番丁駅、東北大医学部付属病院、病院、厚生病院	北四番丁駅から東北大医学部付属病院や厚生病院へのアクセスの役割を担っている。
仙台市管理分合計			20,460			

5. 地区別構想の評価について

5-1. 特定事業の概要

重点整備地区内においては、各事業者が本地区別構想に沿って各種基準やガイドライン、及びワークショップの意見を考慮しながら事業計画を作成し、生活関連施設や特定経路等のバリアフリー化事業を推進しています。

平成24年の本地区別構想策定時のワークショップにおいて、バリアフリーに関する基本的な意見とともに、人や交通が集中し土地利用が高度な都心地区ならではの意見があり、特定事業は、これらの観点も踏まえ、事業の基本的な考え方をとりまとめています。今回の改定では、区域および生活関連経路の見直しが必要な生活関連施設の変化がないことから、平成24年基本構想策定時の内容を基本的に継続し、引き続き対策が未実施である特定事業について推進していきます。

【H24 基本構想策定時におけるワークショップでの意見】

- ペデストリアンデッキや地下通路での上下移動しやすい昇降機
- 聴覚障害者等の緊急時の対応のために、エレベーターは外部から中の様子が確認できるようにガラス等を用いた構造
- 車両の出入口付近では、警報装置等により注意喚起
- 歩道上の違法な放置自転車や看板、のぼり等の占用のルール遵守とマナー向上
- 自転車歩行者道での自転車と歩行者の事故を回避するための自転車走行ルールの遵守とマナー向上
- 聴覚障害者等に残りの青時間を知らせる経過時間表示型歩行者用信号機
- 縦断勾配が続く経路上での平坦な空間の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックや手すりの連續性の確保と適正な施工

(1) 公共交通特定事業

①事業の基本的な考え方

公共交通特定事業は、旅客施設や車両の整備に関する事業を推進します。

②事業方針と主な事業内容

方針	内容
○利用者が円滑に移動しやすい経路、改札口等の整備を図ります。	○駅構内の出入口からの経路、通路、改札口について、車いすで通行ができる幅を確保するとともに、手摺り等の設置に努めます。 ○高低差がある場合は、エレベーター、エスカレーター、またはスロープの設置に努めます。 等
○利用者がわかりやすい標識、主要設備配置案内の整備を図ります。	○経路に沿った適切な位置に配置し、移動者にわかりやすい情報を提供できるように案内サイン（誘導サイン・位置サイン等）の設置・改善に努めます。 ○視覚障害者が安全に歩行しやすいよう視覚障害者誘導用ブロックの設置に努め、音響音声案内装置の設置に努めます。 ○車両等の運行等に関する情報の提供（電光掲示板等）に努めます。 等
○その他旅客施設の駅施設・設備の利便性と安全上の向上を図ります。	○安全に使いやすく利用できる施設・設備（多機能トイレ、券売機等）の整備に努めます。 ○休憩できる施設（椅子等）の設置に努めます。 ○ホームからの転落防止対策に努めます。 等
○利用者が乗降しやすい車両の整備を図ります。	○高齢者や身体の不自由な方等が乗降しやすい車両の導入（地下鉄車両のバリアフリー化、ノンステップバスの導入など）に努めます。

(2) 道路特定事業

①事業の基本的な考え方

道路特定事業は、歩道、上下移動施設、経路における案内標識等の移動円滑化のために必要な施設の設置、歩道の拡幅、路面構造の改善等に関する事業を推進します。

②事業方針と主な事業内容

方針	内容
○利用者が安全かつ安心して利用できる歩道のバリアフリー構造を確保します。	○路面上の段差や勾配を改善します。 ○駅出入口や沿道建築物等との段差や勾配の改善に努めます。 ○歩道の新設や拡幅等、歩道の整備に努めます。 ○歩道は歩きやすい透水性舗装とすることに努めます。 等
○利用者の利便性向上のため立体横断施設へのエレベーター等の設置を進めます。	○立体横断施設について、エレベーター・エスカレーターの設置に努めます。 等
○視覚障害者の安全で安心できる歩行空間を整備します。	○案内標識や視覚障害者誘導用ブロック等の情報提供施設を整備・改善します。 等
○利用者がわかりやすい施設案内や情報提供を進めます。	○経路に沿った適切な位置に配置し、移動者にわかりやすい情報を提供できるように案内サイン（誘導サイン・位置サイン等）の設置・改善に努めます。
○利用者の快適性向上のための整備を進めます。	○ベンチ・上屋等のある休憩施設の整備に努めます。 ○既設の電柱移設や電線類地中化の整備に努めます。 等
○歩行者の円滑な移動を確保するため、放置自転車や不法占用物件の継続的な指導、啓発に努め、撤去強化も図ります。	○路上における放置自転車や看板等の不法占用物件を継続的に指導、啓発活動に努めるとともに、撤去も行いながら歩行空間に通行の支障となるものを置かないように努めます。 等

(3) 都市公園特定事業

①事業の基本的な考え方

都市公園特定事業は、高齢者、障害者等誰もが快適な利用に供するため、円滑な移動に必要な施設の設置、園路の拡幅、構造の改善等に関する事業を推進します。

②事業方針と主な事業内容

方針	内容
○利用者が円滑に移動できるように園路・広場の段差の解消に努めます。	○園路・広場は、段差のない平坦な構造とすることに努めます。 ○地形等により段差が生じる場合は、できるだけ階段とスロープを併設し、手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置に努めます。 等
○付属施設のバリアフリー化を進めます。	○休憩所などは、車いす使用者の円滑な利用に適した出入口や広さを確保するように努めます。 ○駐車場は、車いす使用者用駐車場を設け、その旨を表示します。 ○トイレ、水飲み場のうち、1施設はバリアフリー化に対応したものにします。 等

(4) 交通安全特定事業

①事業の基本的な考え方

交通安全特定事業は、高齢者や障害者等誰もが安全な歩行を確保するため、信号機に関する事業や道路標識等の案内・誘導施設に関する事業を推進します。

また、車両の交通規制や違法駐車の取締り強化等に関する事業を推進します。

②事業方針と主な事業内容

方針	内容
○交差点において安全にかつ安心して道路横断できるバリアフリー対応型信号機の設置を図ります。	○音や音声により視覚障害者に知らせる装置の設置に努めます。 ○高齢者等感應化（押しボタン）や歩行者経過時間表示機能装置の設置に努めます。 ○歩行者と車両が通行する時間を分離した「歩車分離式信号機」の設置に努めます。 等
○安全性向上のため、道路標識・標示の改善を図ります。	○道路標識の夜間の視認性を高めた高輝度標識や夜間照明装置標識の設置に努めます。 ○道路標示の夜間の視認性を高めた高輝度標示やエスコートゾーン（視覚障害者誘導用道路横断帯）の設置に努めます。 等
○交通規制の強化、バリアフリーに関する教育・啓発活動の実施を図ります。	○違法駐車の取締りの強化に努めます。 ○流入車両や速度抑制対策に努めます。 ○自転車の走行ルールの遵守、マナー向上の啓発活動に努めます。 ○交通安全に関する啓発活動に努めます。 等

5-2. 地区別構想の評価結果

令和元年度に開催されたバリアフリー推進協議会において、特定事業計画の進捗状況等を評価するとともに、まち歩きワークショップにより意見を頂きました。

地区別構想の評価結果（平成 30 年度末時点）

評価項目	指標	評価結果
(1) アウトプット評価		
特定事業計画の進捗状況	特定事業の進捗率	令和 2 年度の目標年次までにすべての事業が完了することは困難な見通し
(2) アウトカム評価		
① 公共交通機関の利用向上	鉄道駅の乗降客数	五橋駅を除くすべての駅において増加
② 各施設利用に対する市民満足度	仙台駅周辺や青葉通一番町駅周辺における整備内容についての市民満足度（まち歩きワークショップにおけるアンケート調査により把握）	全体で 74%、特に青葉通一番町駅周辺で高かった

(1) アウトプット評価（特定事業計画の進捗状況）

- ◆公共交通や交通安全の特定事業計画については、計画通りにバリアフリー化が進んでおり、高齢者や障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上が図られています。
- ◆道路や都市公園の特定事業計画については、平成 30 年度末現在、整備済みの進捗率が概ね半分以下であり、目標年次までに完了する見通しは困難な状況です。
- ◆主な理由としては、事業費の財源の確保や状況の変化に伴う整備時期の見直し、老朽化が著しい施設の整備優先等があげられますが、目標年次以降も着実に事業を推進していく必要があります。
- ◆また、交通安全特定事業計画については全て完了していますが、今後は必要性が生じた都度、さらなるバリアフリー化を図るものとします。

【参考】特定事業計画の進捗状況（平成 30 年度末時点）

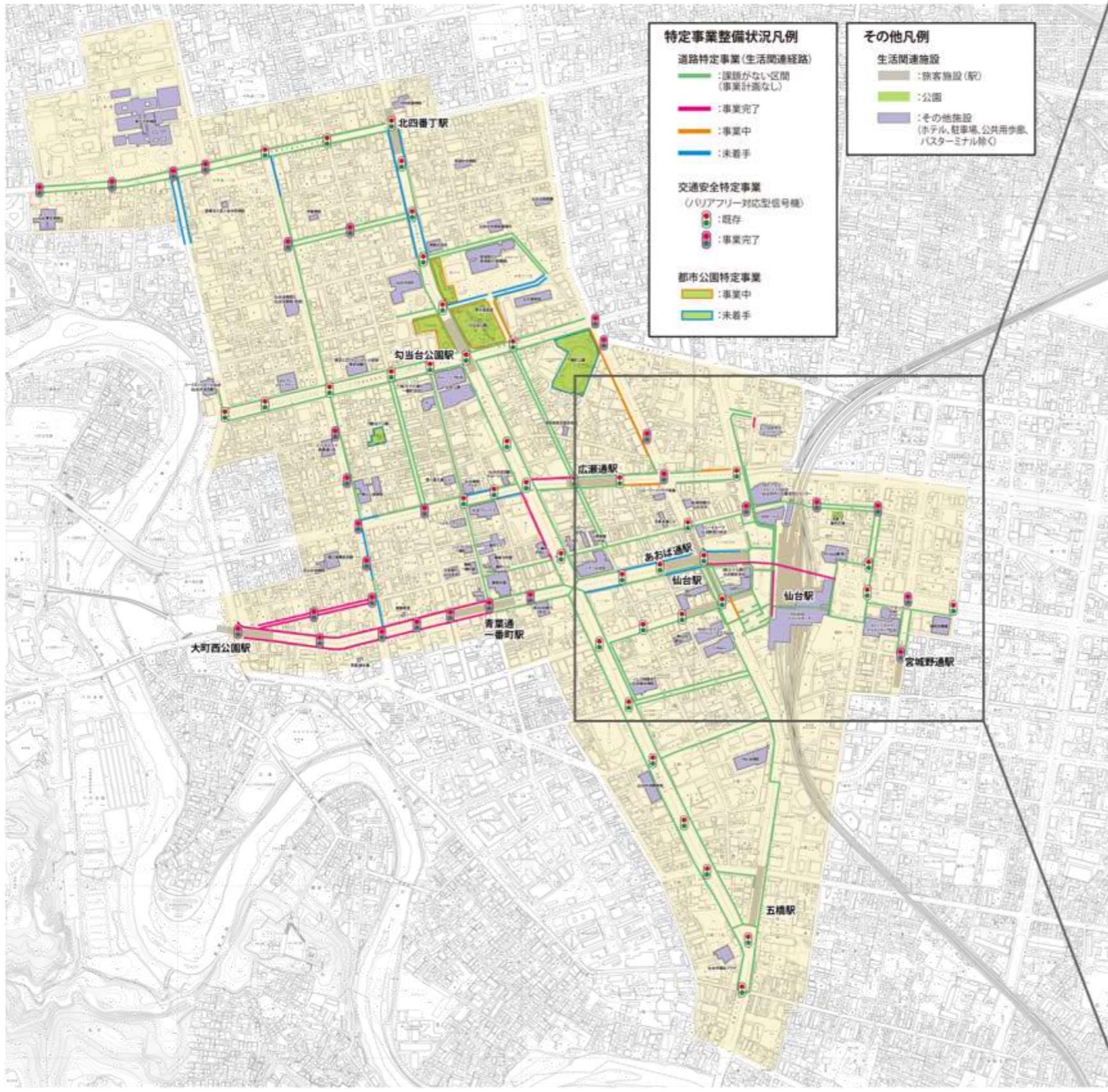
事業計画		策定時期	計画期間	事業数	整備済みの進捗率(%)	着手率(%)
道路特定事業計画	都心地区	H27年10月	R2年度	18	30.0	63.2
都市公園特定事業計画	都心地区	H26年8月	R2年度	10	5.0	10.0
公共交通特定事業計画	第2期 交通局	前期	H24年12月	H27年度	1,050	100.0
		後期	H28年3月	R2年度	300	63.6
	仙台駅東西自由通路等		H25年3月	H27年度	6	100.0
交通安全特定事業計画	都心地区	H25年3月	R2年度	40	100.0	100.0

※進捗率＝整備済み事業量／計画事業量 着手率＝（整備済み＋事業中）数／計画箇所数

公共交通特定事業計画については車両の整備等、地区で分けられない事業があるため、全ての事業を用いて進捗率等算定

バリアフリー基本構想の本地区別構想に基づく特定事業の取組状況を以下に示します。(平成 30 年度末時点)

特定事業整備状況



※都心地区内の生活関連施設、生活関連経路のみ表示

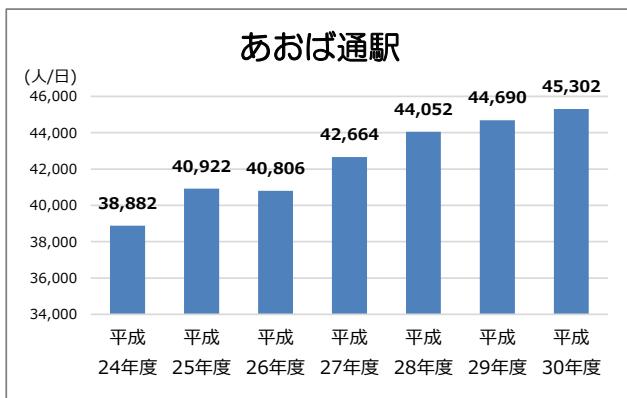


(2) アウトカム評価

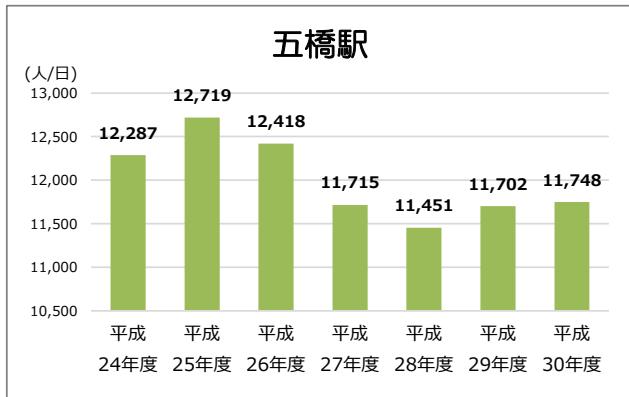
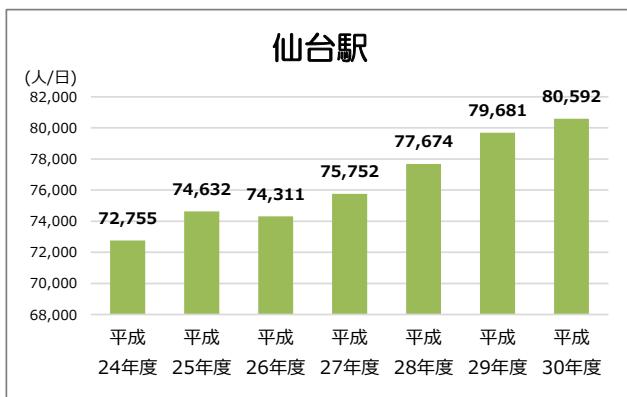
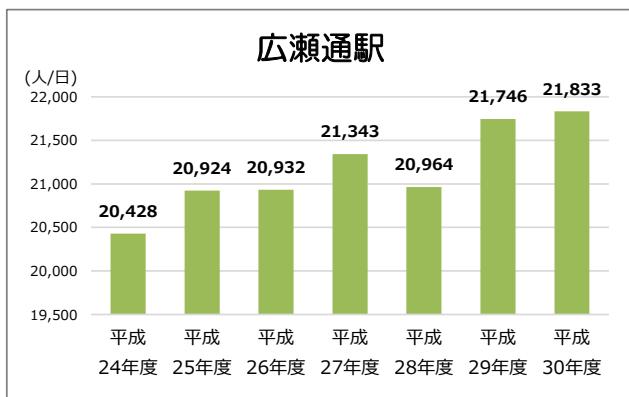
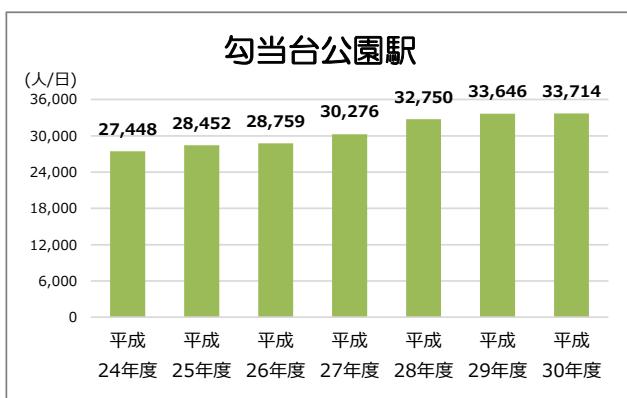
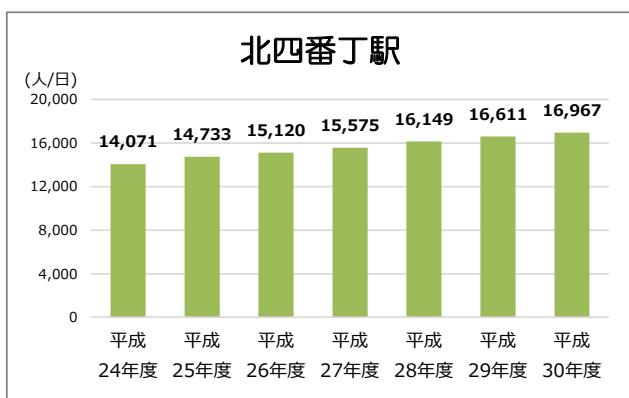
①公共交通機関の利用向上

- ◆都心地区における旅客施設（JR線・地下鉄線）の乗降客数は、五橋駅を除くと、JR、地下鉄南北線、地下鉄東西線すべてにおいて、乗降客数が増加しています。
- ◆地下鉄東西線開業や沿線開発等により、旅客施設全体の利便性向上が図られたことがあげられます。
- ◆地下鉄駅全駅への可動式ホーム柵の設置や、エレベーター等の設置など、公共交通特定事業計画におけるバリアフリー化が着実に進んだことなどを踏まえると、都心地区におけるバリアフリー整備が「公共交通機関の利用向上」に寄与したとして、一定程度の評価ができるものと考えます。

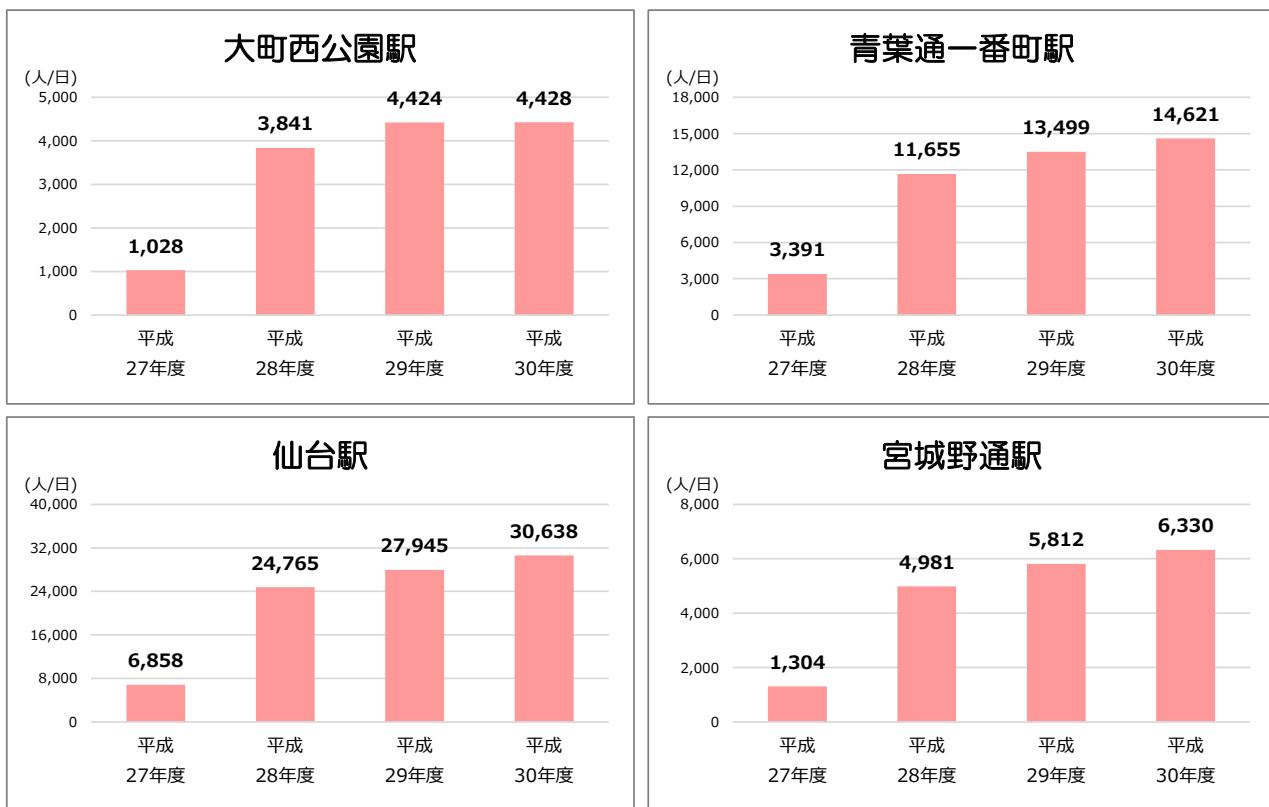
【JR駅の乗降客数（都心地区）】



【地下鉄南北線駅の乗降客数（都心地区）】



【地下鉄東西線駅の乗降客数（都心地区）】



※平成27年度の東西線乗降客数は、開業日である平成27年12月6日以降の値

②市民満足度

令和元年度に開催したまち歩きワークショップの中で、市民にアンケートを実施し回答が得られました。

◆策定後に開業した地下鉄東西線の整備にあわせて、仙台駅周辺や青葉通一番町駅周辺におけるバリアフリー化が進み、その整備内容についての市民満足度※は全体で74%であり、特に「青葉通一番町駅周辺」について市民満足度が高い評価となりました。

- ・「仙台駅周辺」についての市民満足度は 66%
- ・「青葉通一番町駅周辺」についての市民満足度は 85%

※全回答数の内「対応している・満足」の回答数の割合

※まち歩きワークショップは令和元年 10 月 24 日実施

■令和元年度まち歩きワークショップで挙げられた主な意見

バリアフリー法の移動等円滑化基準等に全て基づいた内容でバリアフリー化されていましたことから、市民満足度に対する主な理由は下記のとおりです。

高齢者や障害者等の移動のしやすさや安全性、特定旅客施設の利便性が向上したとして評価される結果となりました。

① 仙台駅周辺

地下鉄	<ul style="list-style-type: none">券売機は音声案内があり、わかりやすくて良い改札口上に設置した可変式情報表示装置は緊急時対応となっていて良い
エレベーター	<ul style="list-style-type: none">入口の幅が広くて車椅子でも乗りやすくて良い音声案内があって良いガラス構造により事故発生等の緊急時でも外部から内部が見えるため良い
仙台駅東西自由通路	<ul style="list-style-type: none">誘導ブロックは両縁の色を変えることで明度の差を大きくしてあり移動しやすい段差がなく歩きやすくて良い

② 青葉通一番町駅周辺

青葉通一番町駅	<ul style="list-style-type: none">エレベーターは広くて使いやすくて良い改札口は幅が広くて良い誘導ブロックはわかりやすくて良い改札前のベンチがコーナーで囲われており、安心できる印象で良い
歩道	<ul style="list-style-type: none">誘導ブロックは色がわかりやすくて良い平らで広い歩道であり、段差もなく、歩きやすくて良い歩道と車道の段差や、その擦り付け部の勾配は問題なく移動できるので良い
青葉通一番町駅 バス停	<ul style="list-style-type: none">上屋があり休みやすくて良い側面看板があり自転車よけにも有効であるため良い
信号機	<ul style="list-style-type: none">横断するにあたり勾配がなくて良い中央分離帯の部分があるため渡りきれない時でも安心できて良い

5-3. 都心地区のバリアフリー化の推進に向けて

都心地区については、区域および生活関連経路の見直しが必要な生活関連施設の変化がないことから、現在の地区別構想の内容を目標年次以降も基本的に継続します。

また、特定事業計画については優先順位等も踏まえ、効率的・効果的に事業を推進していきます。

編集・発行

仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電 話 : 022-214-8303

F A X : 022-211-0017

E-mail : tos009510@city.sendai.jp